

厚生労働省発職 0125 第 1 号

平成 28 年 1 月 25 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

（職業能力開発局関係）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 キャリアアップ助成金制度の改正

（一）（二）（略）

（三） 人材育成

有期実習型訓練を受けさせる事業主が、当該訓練を修了した労働者について、通常の労働者、無期契約労働者若しくは勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換を実施した場合又は有期実習型訓練を受けさせる事業主が、当該訓練を修了した派遣労働者について、通常の労働者、無期契約労働者若しくは勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れを実施した場合における当該訓練の運営に要した経費等に対する助成額の上限については、次に掲げる実施時間数の区分に応じ、次のとおりとするものとする。

- （i） 百時間未満 十万円（中小企業事業主の場合は十五万円）

- (ii) 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主の場合は三十万円）
- (iii) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主の場合は五十万円）

二
（略）

第二
その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。